

旭川基署発1129第2号
令和5年11月29日

旭川地方労働基準協会長 殿

旭川労働基準監督署長



災害多発月（12月）の災害防止対策の徹底について

日頃より、労働基準行政の運営につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、北海道内における令和5年10月末時点（速報値）の死亡者数は41人と前年同期と比べ5人増加しています。

12月は平成30年から令和4年の月別死亡者数の累計が36人と1年で最も多くなっており、5年累計の月別平均値では7.2と年間平均値の約1.5倍の災害発生件数となっています。また、死傷者数も5年累計の月別平均値では955と年間平均値の約1.25倍の災害発生件数となっています。

特に12月に休業災害が多発する転倒、動作の反動・無理な動作といった行動災害は事業者による対策だけでは防止が難しく、労働者の方の行動を変えていただくといった意識変化が求められます。

そのため、北海道の事業者及び労働者の方に、業種を問わず、12月が災害多発月であることを認知していただき、年末の慌ただしい中でも安全衛生対策を確実に実施していただきたく、12月に特に注意していただきたい3つの重点対策（転倒防止、交通事故防止、脚立等からの墜落防止）をチェックできる別添リーフレットを作成しました。

つきましては趣旨を御理解いただき、貴団体傘下会員に対する周知について、特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

【北海道労働局ホームページ】

ホーム > 各種法令・制度・手続き > 安全衛生関係 > その他の労働災害防止対策について

業種横断対策について（◆災害多発月（12月）の災害防止対策について）



二次元バーコード

旭川労働基準監督署

担当：安全衛生課 楠、佐藤

0166-99-4705

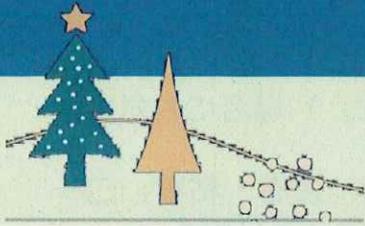


14次防推進中!

冬の

労働災害防止のためのお願い

厚生労働省北海道労働局労働基準部安全課



慌ただし時こそ作業前の安全確認を徹底しましょう!

12月は労働災害多発月です!

冬季の北海道では、路面凍結等による転倒、スリップや吹雪等の視界不良による交通事故などの冬季特有の労働災害が多く発生しています。

中でも12月は過去5年間の労働災害の月別平均発生件数では死亡災害が最も多く発生しているほか、死傷災害も年平均値の約1.25倍発生しています。

また、令和5年の死亡災害は昨年と比べて交通事故とはしご・脚立等からの墜落転落が増加しています。

何かと気忙しく、いつもと違う作業も発生する12月ですが、ケガをしない、させないためにも作業前の安全確認を徹底し、無災害で1年を締め括りましょう。



12月の3つの重点対策

転倒防止

- 敷地内の安全通路を定める
- 段差や凹凸等の改善
- 凍結しやすい箇所に融雪剤等の散布
- 滑りにくい靴の使用
- 屋内に入る場合の靴裏の雪の除去
- 車両への乗降の際は路面状況を確認
- 歩きスマホをしない



交通事故防止

- 路面状況・天候に合わせた速度
- 十分な車間距離の確保
- 早めブレーキを励行
- 早め出発を心がけ、時間に余裕を持つ
- 冬用タイヤが摩耗していないか確認
- 交通ヒヤリマップの作成と周知
- 交差点等の見通しの悪い場所では、徐行を心掛ける



脚立等からの墜落防止

- 脚立以外の安全な設備の使用を検討
- 天板に乗らない、天板をまたがない
- 踏さん上の作業では、天板や踏さんに脚や膝を軽く当てて身体を安定させる
- 保護帽を着用しあご紐を締める
- 平坦な場所で、4本の足を接地させ、安定を確認する
- 開き止め金具の使用
- 可能な限り一人作業をしない

やってはいけない!



天板に乗らない 身を乗り出さない 力を入れる作業をしない 物を持ったまま昇降しない 後ろ向きに降りない

進めていますか？新たな化学物質管理

厚生労働省北海道労働局労働基準部健康課



Q 新たな化学物質の管理が始まっていると聞きましたが、対応が必要でしょうか？

A 令和4年5月に公布された労働安全衛生法関係政省令の改正により、化学物質の製造・取扱いに関し、**事業場での「自律的な管理」**が必要とされています。

労働安全衛生法令で定める対象物質（以下「リスクアセスメント対象物」といいます。）が含有されている製品を取扱う（以下単に「使用」といいます。）場合にも対応が必要となります。

化学物質を含有する製品は多種多様であり、例えば、塗装、洗浄、接着・粘着、コーティング、表面処理などで使用する溶剤等の製品にも含まれている場合もあります。

事業場で購入した業務用製品を作業で使用する場合には、製品のラベル表示や販売元や製造元から安全データシート（SDS）を入手し、リスクアセスメント対象物であるかを確認し、リスクアセスメント対象物であるときは、労働安全衛生法関係政省令で定める対策等を実施していただくこととなります。

このため、業種にかかわらず、作業において使用する製品に化学物質が含まれているか、含まれている場合にはリスクアセスメント対象物であるかを、まずは確認していただくことが必要です。

※リスクアセスメント対象物に該当しない場合でも、化学物質により労働者がばく露される程度を最小限度にするよう努めなければならないこととされています（努力義務）。

お役立ち情報



	年末年始無災害運動について（中央労働災害防止協会HP）	
	冬季の労働災害防止について（北海道労働局HP）	
	転倒災害防止対策特集ページ（北海道労働局HP）	
	札幌発！冬みちを安全・快適に歩くための総合情報サイト （ウインターライフ推進協議会HP）	
	新たな化学物質規制について（北海道労働局HP）	

